○文部科学省告示第百四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、平成二十四年九月六日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（**考古資料の部**）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
諏訪地域考古資料（藤森栄一蒐集品）　五万九千六百二十八点	諏訪市（諏訪市博物館保管）	長野県諏訪市高島一―二二―三〇

○文化庁告示第二十八号

次の表に掲げる物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定による認定を取り消す。

平成二十四年九月六日

文化庁長官　近藤　誠一

（**工芸品の部**）

名称及び員数	認定告示	所有者	所有者の住所
磁製粉彩花鳥文餅慎徳堂製ノ銘アリ　一箇	昭和九年文部省告示第二百三十二号	川口孝志	東京都大田区仲六郷二―三八―五

○文化庁告示第二十九号

次の表に掲げる物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定による認定を取り消す。

平成二十四年九月六日

文化庁長官　近藤　誠一

（**考古資料の部**）

名称及び員数	認定告示	所有者	所有者の住所
銅製鱗文鋪　一箇	昭和九年文部省告示第百四十一号	公益財団法人佐野美術館	静岡県三島市中田町一―四三

○文化庁告示第三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として財団法人高野山文化財保存会を指定する。

平成二十四年九月六日

文化庁長官　近藤　誠一

（**彫刻の部**）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
木造執金剛神立像　一軀 像内にア（梵字）阿弥陀仏の銘がある 木造深沙大将立像　一軀 附　宝篋印陀羅尼（執金剛神像内納入）　一巻	平成二十四年文部科学省告示第百二十七号	宗教法人金剛峯寺	和歌山県伊都郡高野町高野山一三二